

平成17年3月9日

北海道十勝支庁長 様

北海道入札監視委員会
委員長 伊藤 隆道

「農村振興（地域資源）南十勝地区第2工区 堆肥化処理関連施設建設工事（馬鈴しょ
デカント汁液処理施設）」の入札・契約手続に係る再苦情申立てに関する意見書

平成17年1月27日付けで審議依頼のあった再苦情申立てについて、以下のとおり意見を述べる。

記

第1 結論

- 1 北海道十勝支庁長(以下「支庁長」という。)がなした設計・施工一括発注型制限付一般競争入札参加資格がないとする入札参加資格審査結果通知(以下「審査結果通知」という。)に対する再苦情申立てについては、認められないものとする。
- 2 当委員会として、本件再苦情申立てに関連して、次のとおり提言する。
 - (1) 維持管理費条件の履行確認及び実績把握に関し、適切な措置を講ずること。
 - (2) 本意見書は、申立者に回答を行い、その内容を閲覧に供する際に、併せて閲覧に供すること。

第2 事案の概要

本件は、「工事番号1190号 農村振興（地域資源）南十勝地区第2工区（堆肥化処理関連施設建設工事）」(以下「本件工事」という。)に関する制限付一般競争入札参加資格申請に対し、支庁長がなした審査結果通知に対し、

- (1) 当該審査結果通知自体に不服があり、
- (2) かつ、この資格審査通知に対して申立者が行った「資格がないと認めた理由の説明請求」に対し、支庁長が行った書面による「競争入札参加資格がないと認めた理由の説明」にも不服があるとして、申立者が申立てた再苦情申立て案件である。

第3 再苦情申立ての具体的な内容等

- 1 申立者 住友重機械工業株式会社 代表取締役社長 日納 義郎
(代理人)住友重機械工業株式会社北海道支社 支社長 澤野 信彦
- 2 申立期日 平成17年1月19日
- 3 申立要旨 「維持管理費条件を満たしていないこと」を理由に競争入札参加資格なしとされたが、本工事公告にある技術提案仕様書記載での「10年間の維持管理費条件」は保証項目ではないものと解すること
示された維持管理条件は相当厳しく、提示のあった維持管理費による本施設の安定運転・安定管理の可能性について、提示の仕様書には検証方法の記載は全くなく、保証の義務もないものと解すること
従って、『10年間の維持管理費6億円以内とする』という「入札参加資格条件（維持管理費条件）」自体が全く不合理であり、これにより「資格なし」とされたことは承服できない。
施工業者及び事業主体は、「維持管理費実績の公表・公開」するよう要求する。

4 経過概要

平成16年10月25日 入札公告、入札説明書の配布及び設計図書(技術提案仕様書)等の閲覧
 平成16年11月18日 申請書等の提出期限
 平成16年11月25日～26日 十勝支庁設計・施工一括発注型競争入札技術審査委員会技術審査部会開催
 平成16年12月15日 南十勝地区施設整備検討委員会開催
 平成16年12月16日 十勝支庁設計・施工一括発注型競争入札技術審査委員会開催
 平成16年12月20日 支庁長は競争参加資格審査結果を通知

通知内容(関係分)

競争入札参加資格	無
競争入札参加資格がないと認めた理由	技術提案内容が、技術提案で求めている性能等を満たしていない。

平成16年12月22日 申立者が支庁長に対し理由説明請求書を提出
 請求内容(要旨)

性能等を満たしていない為競争入札参加資格が無い旨通知があったが、今回の提案内容は十分に性能を満たしていると考えている。具体的にどの部分が不十分であったのか説明願う。

平成17年 1月12日 支庁長が申立者に理由説明請求書に対する回答を通知
 回答内容(要旨)

競争入札参加資格がないと認めた理由の説明	提案のあった技術提案書の内、デカント汁液資源化処理施設の維持管理費が技術提案仕様書に示す本施設の「維持管理費条件」を満たしていないこと。
----------------------	--

平成17年 1月19日 申立者が支庁長に対し再苦情申立申請書を提出
 平成17年 1月27日 支庁長から入札監視委員会(以下「委員会」という。)に対し審議依頼
 審議依頼において提出された意見

入札に参加する者に必要な資格は、平成16年10月25日付け設計・施工一括発注型競争入札方式による制限付一般競争入札の入札公告の第2の(1)のシ「技術提案内容が技術提案で求める性能等の要件を満たしていること。」と規定しており、求める性能等の要件については、技術提案仕様書において「本施設に関する要求事項」として定めている。
 「維持管理費条件」は当該要求事項の一つであり、「維持管理費条件」を満たさない者は、入札に参加する者に必要な資格が無いものと判断する。

平成17年 2月 1日 当委員会から申立者に対し請求に関する補足意見提出を要請
 平成17年 2月14日 申立者から当委員会に対し補足意見提出
 補足意見(要旨)

維持管理費条件が入札参加資格の条件であれば、提案者はその内容についてメーカー保証として責任を負う事が客観的に検証・確認できなければならない。また、積算根拠の精度を高める上で、本公募の仕様では、維持管理費、特に人件費について、運転管理業務の委託・直営区分や有資格者の必要性、運転管理体制、配置人数等の考え方を明らかにすべきであり、補修費についても補修・交換・保管・管理の考え方を明確にすべきであったが、不明確であり、さらにはヒアリングにおいても質疑、説明の機会もなく、このような事から維持管理費条件は参考値と認識したものであり、入札参加資格条件としては不鮮明であったと考えている。

第4 当委員会における審議の経過及び意見

1 申立者の適格性について

「工事等における入札・契約の過程における苦情処理要綱」(以下「苦情処理要綱」という。)第5及び本件事業に係る入札説明書の8及び20に規定する手続きと、支庁長及び申立人から提出され、若しくは徴取した書面及び資料を照合・確認したところ、所定の方法及び日程をもって処理されていることが認められたことから、申立者の適格性は認められる。

2 技術提案仕様書に記載されている維持管理費条件の入札参加資格審査の条件について

(1) 申立の主旨

「10年間の維持管理費条件は保証項目ではなく、保証の義務もないと解しており、入札参加資格条件(維持管理費条件)自体が全く不合理である。」とするもの。

(2) 検証

入札参加資格者の要件について

- ・入札参加資格の要件は、「設計・施工一括発注型競争入札の試行に関する取扱いについて(以下「試行取扱い」という。)」の4に規定しており、この規定の(10)に「技術提案内容が技術提案で求める性能等の要件を満たしていること。」の旨、規定している。
- ・本件事業では、これに基づき、本件事業に係る公告の2の(1)のシ及び入札参加希望者に配布する入札説明書の3の(1)のシにおいて、入札に参加する者に必要な要件の一つとして、「技術提案内容が技術提案で求める性能等の要件を満たしていること。」の旨、規定している。
- ・入札説明書の7において「3に掲げる資格を有するかどうかの審査」を行う旨、また、公告にあわせ道が提示した技術提案仕様書第8章の2において技術提案書の審査項目を規定している。

以上から、入札に参加するための資格を得るためには、入札参加希望者が提出した技術提案が、技術提案仕様書において求める性能等を満たしていることが必要要件であり、審査項目であるとされている。

技術提案仕様書の位置付けについて

道が、本事業の公告に際し示した技術提案仕様書は、入札参加希望者が作成する技術提案に求める性能等の要求事項などの条件等を示した設計図書等(入札説明書の4の(2)に記載している図面及び仕様書)にあたるものである。

要求事項の基本的な考え方について

技術提案仕様書において定める技術提案に求める性能等の基本となるコンセプトは、技術提案仕様書第1章の2の(2)の2に記載されている「資源の循環利用をめざす処理施設」、「建設コストの低減が図られる処理施設」、「維持管理の方法が容易で維持管理コストの低い処理施設」、「周辺環境に対し十分な配慮がされている処理施設」であり、この基本コンセプトに基づき具体的な要求事項が規定されているものである。

維持管理費条件の有する意味について

技術提案仕様書には、完成後の施設が整備目的を達成するために必要な諸条件を網羅的に明示しているが、このうち維持管理費条件は、に記述した基本コンセプトのひとつである「維持管理の方法が容易で維持管理コストの低い処理施設」の観点に立って、本件事業により整備した施設が、施設管理者において、低廉な維持管理コストにより恒常的、安定的に運営・運転されること、さらには公共事業として実施するうえで、運転後の新たな設備投資や運転に際し多額な運転及び維持管理コストが発生の場合において社会的に同意を得られない場合を予め回避することを目的に、必要な条件として規定されたものといえる。

また、この維持管理費条件は、公害防止基準や関係法令等に定めた基準が整備する施設・設備の性能等に影響を及ぼすことと同様に、施設・設備の性能等を規定する条件に該当するものといえる。

なお、維持管理費条件等の技術提案に求める性能等が、全ての入札参加希望者にとって履行不能な条件である場合は、技術提案仕様書に定めた要件としては適格を欠くものと判断される。

維持管理費条件における仕様内容の具体性について

技術提案仕様書では、維持管理費条件に関し、

a)委託・直営区分、運転管理体制、配置人数などの管理運営業務の実施方法については、

- ・技術提案仕様書第1章の7において「管理は、施設所有者である中札内村が南十勝農産加工農業協同組合連合会に委託」とし、
 - ・技術提案仕様書第9章の2の(4)において、「必要人数や有資格者配置が必要な場合は記載し、人員配置計画も運転管理上必要な配置を計画し」とし、
- b)補修費の考え方については、技術提案仕様書第9章の2の(7)において、「耐久年数経過に伴う補修費を計上すること」としてあり、一定程度の条件が予め技術提案仕様書において付与されていると認められる。

【技術提案仕様書に規定している維持管理費条件】

技術提案仕様書第2章の4に規定している内容は次のとおりである。

- ・受注者は、本施設の引渡し後10年の維持管理費を提案する。
- ・その金額は600,000千円を上限とする。(消費税を除く。)
- ・維持管理費とは、以下の費用の合計をいう。ただし、減価償却と物価変動は含まない。
光熱費、定期点検費、人件費、薬剤費・消耗品費・消耗部品費、補修費
- ・維持管理費の算出にあたっては参考資料-7,9,11に示す平均濃度及び平均水温を条件とする。提案にあたっての諸条件は、技術提案仕様書第8章提出図書1の(1)の(5)及び同第9章その他の2並びに参考資料において指示している。

保証項目の概念について

技術提案仕様書第6章に示す保証項目は、技術提案に基づき作成された設計書等に基づき完成された施設が、完成引渡後の2年間に限って、天災などの不測の事態を除き、構造上の欠陥、破損及び故障等により当然に確保されるべき性能等の確保が困難となった場合における、受注者が負うべき責務を明示したものと解される。

説明機会について

- ・実施要領及び入札説明書において、技術提案仕様書が閲覧に供された際に、書面による質問及びこれに対する回答及び閲覧の義務を明示していること
- ・十勝支庁設計・施工一括発注型競争入札技術審査委員会技術検討部会ヒアリングにおいて質疑の機会があったことが認められる。

(3)当委員会の意見

技術提案仕様書に示す要求事項が満たされなければならないことについて

- ・入札参加希望者が申請書の提出に合わせ提出する技術提案は、道が示した技術提案仕様書の条件を満たすことが入札に参加する際の必須の条件といえること
- ・発注者が求める要件が、社会通念上、入札参加業者にとって、性能的若しくは金銭的に実現不可能である場合を除き、発注者が予定する当該事業における性能・条件等の仕様に従って、入札参加や受注後の施工等において履行する必要があること

から、発注者が、技術提案仕様書に示す要求事項を満たすことを求めることに不合理はないものと考えられる。

維持管理費条件が技術提案仕様書の要求事項に含まれることについて

- ・本件事業が、特殊な技術を用い、かつ、環境に関する諸条件などにより所与の制限を受ける施設
・設備を整備することを目的とした事業であること
- ・本件事業により整備された施設・設備は、施設所有者である中札内村に財産譲与される設備であり、施設所有者が容易に運営・運転及び維持管理可能なものであること
- ・以上の条件は、整備すべき施設・設備の性能等を規定する条件に該当すること
- ・保証項目は、構造上の欠陥、破損及び故障などに関し、受注者が追うべき責務を明示したものであり、技術提案そのものを規定するものではないこと

から、技術提案仕様書における要求事項の一つとして維持管理費条件が規定されることは、合理性を欠くものとはいえないと考える。

維持管理費条件の技術提案における履行可能性について

- ・技術提案仕様書に規定した要求事項は、南十勝地区施設整備検討委員会において専門的な知見に

基づき検討のうえ、決定されたものであること

- ・本件事業における維持管理費条件の履行可能性については、申立者を除く入札参加希望者が成した技術提案書において当該条件を満たしていること
 - ・資格審査に先立って行われた技術審査部会におけるヒアリングにおいて、申立者を除く入札参加希望者が、「維持管理契約を締結・履行する」旨、若しくは「維持管理費に関する契約は可能であり、詳細は別途協議したい」旨の回答を行っていること
- に鑑みると、本件の維持管理費条件は履行不可能なものとはいえない。

保証項目と要求事項について

- ・保証は、発注者側が示した性能・条件等に基づく設計及び契約に基づき実施された完成品について、完成後の一定期間内において事業実施の前提となるべき性能・条件等が、天災等の第三者の要因ではなく、受注者の施工責任の範囲において構造上の欠陥、破損及び故障等が発覚した場合に、受注者に履行義務を負わせるものであると解されること
- ・維持管理費条件は、完成後の運転・運営における条件を明示するのみならず、施設・整備の仕様の決定及び設計に深く関わる条件であり、当然に資格審査項目である「技術提案に求める性能等」に該当する事項と解されること

から、「本件維持管理費条件は性能保証項目に該当するものと解されず、よって当該条件は審査要件に該当しない」旨の申立てについて、維持管理費条件は保証項目には該当しないが、資格審査項目にいう「技術提案に求める性能等」に該当するものと判断され、当該申立てには論拠がないと考える。

3 施工業者及び事業主体に対する「維持管理実績の公表・公開」の要求について

(1) 申立の主旨

「10年間の維持管理費条件は保証項目ではなく、保証の義務もないと解しており、入札参加資格条件（維持管理費条件）自体が全く不合理である。」としたうえで、この条件をもって実施された場合は、

- ・道における維持管理費条件に関する履行状況確認
- ・道若しくは施工業者における維持管理費実績の公表・公開を求めているもの。

(2) 検証

道における維持管理費条件に関する履行状況確認について

本件施設は、完成後、中札内村に財産譲与され、中札内村が所有し、運営する施設となるものであり、道には所有者としての履行確認義務は認められないが、本件事業の目的から、事業実施に当たり技術提案仕様書に示した性能条件を確保し、運営される必要があることに鑑み、道としても、整備に際し必要とした性能等の諸条件を前提とした適正な運営管理がおこなわれていることを、適宜の方法により確認することが望ましいと考える。

道若しくは施工業者における維持管理費実績の公表・公開について

本件施設の管理運営の権能は施設所有者たる中札内村にあることから、当該施設の運営状況に関する公表の権能及び義務は中札内村にあるといえる。

なお、中札内村においては、本件施設の維持運営について、村民及び村議会並びに関係自治体に対し説明責任を有するとの観点から、何らかの方法による運営状況の公表が行われることが、道にとっても、譲与財産の適正な運営の状況を把握するうえで重要なものとする。

(3) 当委員会の意見

維持管理費の公表・公開は、事業主体である道及び受注者である施工業者が責務を負うものではなく、財産譲与を受けた施設所有者の責務であるとする。

なお、本件施設を整備し、中札内村に譲与した道として、事業目的の達成状況の確認は必要なことと考えられることから、中札内村に対し、財産譲与の条件のひとつとして「毎年度の運営状況の公表」を求めるなど、必要な措置を講ずることが望ましいものとする。